

# 高知くらしの護身術

213

## 劇場型勧誘トラブル

### 投資被害者を狙う手口

(2011年7月5日掲載原稿)

最近、劇場型勧誘トラブルの相談が増えています。

劇場型勧誘とは、巧みな演技、演出によって消費者を引き込む販売方法や勧誘方法です。例えば、勧誘業者であるA社が「B社（販売業者）の商品を高値で買い取る」などと消費者に説明し、B社と契約するように仕向けます。

事前にB社のパンフレットが届いている場合や、A社の指示で消費者がB社に資料請求する場合があります。取引される商品は、社債や未公開株のほかに、リゾート会員権やFX関連ソフト、金杯、仏像、仏具、ダイヤモンドの保有権利などが確認されています。

劇場型勧誘では、消費者が販売業者に商品代金を支払うと勧誘業者とは連絡が取れなくなり、販売業者は勧誘業者との関係を認めようとしません。そのため、勧誘業者と販売業者との関連を裏付けることが困難で、形式上は消費者から販売業者に契約を申し込むという通常の通信販売となり、業者に対して勧誘方法にかかわる問題点を指摘して返金を求めることも困難です。

劇場型勧誘による契約当事者の多くが、過去に未公開株や社債などの取引で被害に遭っており、投資トラブルの二次被害と考えられます。業者は「多額の損失を少しでも取り戻したい」という気持ちに付け込んできますので、過去に投資トラブルに遭った人は特に注意が必要です。

「買い取る」と言われたら、業者の名称、所在地、電話番号はもちろんのこと、商品によっては古物商としての許可番号などを確かめましょう。業者の話を安易に信用せず、買い取りの勧誘を受けた時点ですぐに消費生活センターに相談してください。